

ステップ3 情報の入手



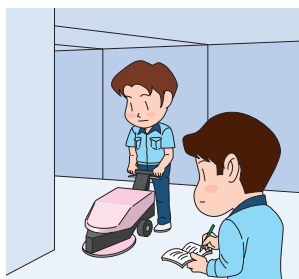
危険性又は有害性に関する資料をできるだけ多く収集し、定常的な作業に係る資料のみならず、非定常作業（突発的な作業等）に係る資料等も情報として整理しておく必要があります。

入手すべき情報としては、具体的に次のようなものがあります。

- 1 作業手順書、作業標準（操作説明書、マニュアル）
- 2 使用する設備等の仕様書、取扱説明書、「機械等の包括的な安全基準に関する指針」に基づき提供された「使用上の情報」
- 3 元請業者（ビル管理会社等）からの危険性又は有害性等の調査等の結果など

など

ステップ4 危険性又は有害性の特定



（1）新しい現場で作業を開始するとき

新しい作業現場で計画されている作業手順書（作業標準）等をもとに作業手順のステップに沿って、どのような危険性又は有害性が潜んでいるかを予測して特定します。

（2）継続中の作業現場でリスクに変化が生じるとき

作業現場でリスクに変化が生じるとき（作業手順を新規採用・変更するとき、設備を新規採用・変更するとき、労働災害が発生したとき、従業員が入れ替わるときなど）に作業手順書等をもとに危険性又は有害性を特定します。

危険性又は有害性を特定するに当たっては、「ステップ5 リスクの見積り」におけるバラツキや誤差を小さくするために、労働災害に至る流れを想定しながら次のように具体的に表現します。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 「～に、～と」 | （危険性又は有害性） |
| ② 「～が」 | （人） |
| ③ 「～するとき、～するため」 | （危険性又は有害性と人が接触する状態） |
| ④ 「～なので、～がないので」 | （安全衛生対策の不備） |
| ⑤ 「（事故の型）＋（体の部位）を～になる、～する」 | （負傷又は疾病の状況） |

例）作業者が、階段の清掃作業をしているとき、同じ階段上に両足を揃えていたので、足を踏みはずして転落し、足を骨折する。